発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　平島敏治

自由を放棄するは人間たる資格を放棄することである
ルソー

ヌレナマズ返答を破り
到達闘争遂に解決
従來の條件は低下せしめぬ

炭労賃金闘争で一応中止していた山元到達闘争は、三月十六日より再開し、西鉱連団交終了と共に精力的交渉に移つた。四月四日の会社回答は「ヌレナマズ式」の別途協議で逃げたが、組合としては別途協議の内容について追及し、その性格を明かにするとともに、五、六、七の三日二晩の交渉のすえ七日午後五時に到つて一応諒解点に達したので、八、九、の両日協定書その他細目の打合せを行い十日の中央執行委員会で検討した上十二日正式調印の運びとなつた。

協定書

三井鉱山株式会社三池炭鉱と三池炭鉱労働組合とは各種条件増その他に関し左記の通り協定する。

記

1、カーブ掘進条件増について。
カーブ掘進については基準単価の二五%増とする。

2、ホイスト運転手配役について
保安上、作業上必要と認められる場合は配役する。

3、硬巻運転手の指数について。
坑内機械工並に統一する。

4、炭券運搬賃について。
炭券を運搬する場合は一〇〇枚迄〇・一時間、一〇〇枚を超え二〇〇枚迄〇・二時間、二〇〇枚を超え三〇〇枚迄〇・三時間を支給する。

5、採炭はね出し条件増について
採炭はね出しについては次の区分に依り条件増をする。
(1)手積切羽。
イ、ローダー切羽にしてローダー故障の場合　六%。
ロ、七尺以上一〇尺迄　一〇%。
ハ、一〇尺を超え一五尺迄　三五%。
ニ、一五尺を超え二〇尺迄　四五%。
ホ、二〇尺を超える場合は原則としてはね出しは行わない。但し已むを得ずはね出した場合は別途協議する。
但し
1、イ項を適用する場合は〇・〇片寄のまゝ採炭する時にして、〇・〇を坑道中心に移転した場合は適用しない。
尚ローダー故障のとき当方は勿論終日ローダーを入れない場合も採炭を行うものとする。
2、距離はトラフ又は炭函の切羽側の縁から炭壁面までの中心線上を測定するものとし作業開始前と作業終了後の距離の平均値とする。
3、払には適用しない。

6、水付歩増について。
固定給及び固定流動給制の者が水付作業を行つた場合は次により加給する。
(1)溜り水の場合
膝以上まで浸つて半日未満　作業した場合　〇・一五工
膝以上まで浸つて半日以上　作業した場合　〇・二工
膝以上まで浸つて終日作業した場合　〇・三工
腰以上まで浸つて半日未満　作業した場合　〇・二工
腰以上まで浸つて半日以上　作業した場合　〇・三工
腰以上まで浸つて終日作業した場合　〇・四工
膝下まで浸つた場合でも全身ぬれて終日作業しその他悪条件が重なつた時は〇・一五工支給する。
(2)降雨の場合
全身ぬれて半日以上作業した場合　〇・一五工
全身ぬれて終日作業した場合　〇・二工

7、ボタさらえについて。
固定給及び固定流動給制の者がボタさらえを行つた場合は次により加給する。
膝以上浸つて終日作業した場合　〇・二工
腰以上浸つて終日作業した場合　〇・四工
胸以上浸つて終日作業した場合　〇・六工
もぐつて終日作業した場合　〇・八工
右の外特殊な悪条件等重つた時は都度協議して最高一・二工までを支給する。
附帯作業として行つた時はこれを基準として都度協議する。

8、拡大作業について。
岩盤坑道の厚さ二尺以上の拡大（含盤打、天井落し）及び掘進工が厚さ二尺以上の拡大作業を固定流動給制にて行つた場合は一方につき〇・二工乃至〇・三五工を加給する。

9、衛生手当について。
(1)固定給及び固定流動給制の者がぬれて終日作業に従事し非衛生的と認められる場合坑外現業に限り次の通り加給する。
四月より一〇月迄　〇・三工
十一月より三月迄　〇・五工
(2)本人本来の職務をなしながら臨時に便所を掃除した時
一回につき〇・一五工
本人本来の職務をなしながら各詰所等の便所を常時掃除する者に対し一回につき〇・〇七工を加給する。
但し、見合残業その他の支給あるものはこれを併給しない。
(3)汚水中に入り終日作業に従事したる場合〇・二工乃至〇・三工を加給する。
(4)便所改造等便壺の中に入り作業する場合及び便壺を移動する場合〇・五工乃至一・〇工を加給する。
便所の修繕（床面以下）に終日従事した時〇・三工乃至〇・五工を加給する。

10、ストーブたき及び清掃早出について。
ストーブたき及び清掃のため早出せしめる人員及び時間については必要の度合に応じ現場に於いて定める。

11、汚れ歩増について。
特殊の悪条件が積重なり汚れて作業した場合（例えば宮浦鉱撰炭場変心軸下の補修作業の如く）の取扱いについては都度協議する。

12、活線歩増について。
二・三〇〇ボルト以上の送電線（活線）から一M以内に於いて足場の悪い個所にて作業する場合、一時間につき〇・二工、但し最高〇・八工止りを加給する。

13、直出歩増について。
原則として直出は行わないが業務上必要に基き直出を命じた場合は通常の繰込場より作業現場迄の歩行距離（最短距離）により現業に限り次の通り加給する。
二KM以内　〇・一工
二KMを超え三KM迄　〇・一五工
三KMを超え四KM迄　〇・二工
四KMを超える場合　別途協議
但し、直出歩増見合の残業その他の支給あるものはこれを併給しない。

14、高所及び地下作業について。
(1)命綱を使用した場合はその都度協議する。
(2)一〇KM以上の高所で足場の悪い個所にて作業する場合、半日以上〇・二工、終日〇・三工を支給する。
(3)地下五M以上の布堀、壷掘作業に従事する場合半日以上〇・二工、終日〇・三工を支給する。

15、作業衣支給について。
安全灯室に別途研究の上保護具を備付ける。

16、浴場操業日変更について。
社宅浴場の休業日は月三日とする。

17、公休日直者配員について。
宿直者を常置している社宅事務所については公休日の日直者を配置する。

18、四山分院宮内出張所における投薬について。
処方箋に基き即日投薬出来るよう善処する。

19、実施期日
記16は昭和三十二年四月一日より、その他については昭和三十二年四月十三日より実施する。

昭和三十二年四月十二日
三池炭鉱代表
三池鉱業所長　佐藤健二
三池炭鉱労働組合
組合長　宮川勝男

議事録確認事項

三井鉱山株式会社三池炭鉱と三池炭鉱労働組合とは昭和三十二年四月十二日附協定に関し左記の通り確認する。

記

1、本協定事項については従来慣行として実施されている条件を本協定により低下せしめない。

2、協定書記5の採炭はね出し条件増の距離は三川鉱については従前の方法による。

3、協定書記8の拡大作業について宮浦鉱の仕繰工は従来通り取扱うものとする。

4、協定書記9の衛生手当(2)の「臨時」とは常時（輪番、専任を問わず）便所掃除すべき人の事故のため、本来掃除すべき者でない者が代つて命ぜられた場合を謂い、「汚水」とは社宅大溝の下水の如き程度のものを謂う。

5、直出の問題に限り看護婦は坑外現業と見做す。

6、本協定書中の終日とは主体作業として配役されたときを謂う。

昭和三十二年四月十二日
三池鉱業所人事部
労働課長　渡辺愛三
三池炭鉱労働組合
書記長　河野昌幸

覚

1、宮浦鉱のホイスト運転手配役については必要と認められる基準について別途協議する。

2、三川鉱斜坑ベルト当番の配役については運用面の問題として別途協議する。

昭和三十二年四月十二日
三池鉱業所人事部
労働課長　渡辺愛三
三池炭鉱労働組合
書記長　河野昌幸

前進
春闘責任者の處分

春期闘争の処分問題をめぐつて再び政府、自民党対総評の対決が火花を散らそうとしている。もしこれを分けて考えるならば文部省対日教組、運輸省対国鉄労組といえるかも知れないが、実態はそんな局部的な問題でなく「将来社会党政権が生れることを防ぐ為にもこの際、総評の力を弱める手を打つべきだとの考えがあるようだ」と見る（十二日附朝日）のが当を得ていると思う。

× × ×

国鉄の場合はまだ処分の発表がなされていないので具体的には分らないが小柳委員長、鈴木書記長野々山企画部長を初め地方本部の幹部を合せ十二名を最低とし、自民党がハツパをかけている三千名を気にしながら範囲の決定が行なわれそうである。ところで双方の動きを見ると政府は先づ仲裁々定を実施することを決定すると共に十日は石田官房長官談として「国鉄労組が春闘の闘い方に対する反省をして、今後違法行為を繰返さない態度を明らかにすれば処分を寛大にしてもよい……」と発表させ、もつぱら与論を獲得することに芸の細かいところを見せているが、その肚の中には国鉄労組の処分反対闘争への懸念と国鉄六分割による弱体化計画を秘めていることは疑い得ないところである。

一方これに対する労組側では二十九年一月に行われた柴谷委員長外十八名の解雇者を出して以来、二度目の大量解雇に対処することになるがその意気はまさに軒昂たるものがある。即ち四月十一日の第四十七回中央委員会では闘争資金として本部が提案した基金一億円の支出、人当り五〇円の臨時徴収を否決して人当り一〇〇円徴収に修正、政府当局の処分発表と同時に自動的に大規模な実力行使に突入することを決定した。

この決定はなかなかの決意を要するのであるが、われわれはこの決定を為したいきさつについても理解を深めておく必要がある。その第一は将来に対する防衛戦として理解せねばならない。前述のように「春闘を反省して今後は実力行使を行わない」旨の一札を入れることは疑いもなく国鉄労組の自殺を意味するものであるし、政府与党、及び経連が計画している公社審議会の六分割（北海道、東北、関東、中部、関西、西部）案はこれまた明白に国鉄の弱体化を期することをねらつた案に外ならない。

彼等は二十三年に実施した全逓の二分割や二十五年の電産九分割による戦闘的組合の分断成功を三たび国鉄に適用しようともくろんでいるわけであるが、そうは問屋がおろさないことを思い知らせねばならない。

× × ×

教組の場合は今のところ佐賀の休暇闘争の責任者として県教組の執行員十一名の停職処分が決定されているに止まるが、これとても今までに一斉早退や休暇戦術を何回行つても処分が問題にならなかつたのに、今回は全国初めてのケースとして県教委が強硬な態度に出て来たところに問題がありそうである。これは単に佐賀県だけの問題ではなく、既に政府の方針として教育の国家統制の準備が進められていることの具体的な現れであり、文部省がこの為に県教委に弁護士の推薦をしたことによつても政府のお声がかりによる弾圧であることは明白である。

× × ×

このような動きの中からわれわれは春闘が既に政治的な背景と意図を持つた闘いとして発展して来たことを理解せねばならない。そしてこの闘いの結果が労働者階級の今後の進退に大きな影響を及ぼすことになるのも理解せねばならない。国鉄労組は今日に備えて巨大な闘争資金の蓄積を行つて来た十八億といわれるこの資金はその利子だけで楽に百名や二百名の解雇者を抱えて闘いを続けることが可能である。

われわれも更に闘う体勢を強化して国鉄、教組の闘いが全総評の闘いとして展開される事態に備えねばならない。

埋つた西川（四）

三川志　本太
久慈悠一　画

「こんかところに何時までも入つとられんばい」
と、しかたなく西川の後に続いた。枠の折れる音が「バリ、バリツ」とあつちこつちでしていたがみんな聞えないかのように、ばたばた働いた。係員が廻つてきて
「天井が悪かな、用心してせんなんばい」と云つて出て行つた。
岩田は額の汗を手でふき、係員を見送りながらつぶやいた。
「ちえつ、危のおなかごつせんなら仕事するのは俺達じやけんな」
西川は、はらはらして云つた。
「そげん云いなはんな、にらまるつと撮するばい」
「そりばつてん、云うとかんとくせになるけんな」
「さばけたなあ、少し休もうか」
と西川が云つた時
「パラパラツ」
小塊が落ちてきた。
「逃げろ！」
と西川は叫び後に誰も居ないと確めて、切羽口へ走つた。切羽口近くなつた時、西川と後山の間の中間に「ドサツ」という物すごい音と同時にぼれて来た。圧風のため西川は後に打倒されてしまつた西川は恐怖のため気が狂つてしまうのではないかと思われる位騒いで、口もきけなかつた。西川は恐怖と驚愕のために心臓が破裂するのでないかと思われる位動悸していた。
安全灯は帽子と一緒に飛び、四方は真暗であつた。彼は震える手で、安全灯をたぐり寄せ「コツンコツン」とたたいた。
角餅のような恰好の岩石が重なり合い、枠がその下に小さく引きちぎられ、打潰されているのが目にとびこんだ。押潰された所から松脂がどす黒くにじんでいた。そのどす黒い液体を見ると、西川は背筋が冷くなつた。
「おーい！助けてくれえつ」
と岩が割れんばかりの大声で恥も外聞もなく叫びつづけた。が叫び声は切羽の中の空気を震わせるだけで、外へは聞えなかつた。
やがてその場にへたへたと座りこんでしまつた。—
切羽の外では岩田達が真蒼になつて逃げ出して来た。しばらくの間、恐怖のためものも云えず「ハアハア」と口で呼吸していた。
「お前は、係員に云うてこんか」
岩田は後山の一人に云つた。異様な物音を聞いてかけつけてきた坑夫達と一緒に岩田は落盤現場に引返した。
「おーい！西川！西川！」
と叫んだがなんの応えもなかつた。そこへ主席のS係員が走つてきた。坑夫達に指示をあたえ見張えかけだした。
「もしもし坑長室」
机にもたれるようにして震える声で叫んだ。
「もしもし、どこですか」と交換手は聞き返した。